

神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等  
に関する第3回施設調整部会の会議概要

- 1 昨年7月18日の第2回会合においては、米国側から、米国側の諸事情についての説明が行われるとともに、次のような議論が行われた。
  - (1) 米国側から、合計800戸程度の住宅及びその支援施設の建設がなされれば、上瀬谷通信施設（一部）、深谷通信所及び富岡倉庫地区については、将来の住宅用地としての利用計画がなくなることから、また、根岸住宅地区については、移設先が確保できることから、上記施設・区域の必要性がなくなった時点で、これらの施設・区域の返還について考慮することが可能となると考えているとの発言があった。
  - (2) これに対し、日本側から、上記施設・区域の必要性がなくなった時点で、直ちに返還してほしい旨述べるとともに、住宅建設については、地元自治体の理解を求める必要があるとの考え方を示した。
  - (3) 以上の状況を踏まえ、日米双方で協議した結果、地元自治体の理解を得て、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域において、これらの住宅及びその支援施設を建設することが適切であるという点で日米間の認識が一致した。
  - (4) 日本側から、今次協議の状況を関係部局に伝達するとともに、特に住宅建設の問題については、関係自治体と調整することとし、その調整状況を説明する旨発言した。
- 2 今回の会合においては、まず日本側から、第2回会合の協議内容に係る関係自治体との調整状況として、下記のとおり関係自治体の考え方を説明した。
  - (1) 横浜市長は、返還される施設・区域及び返還される面積の増並びに緑の保全と住宅建設戸数の削減等について新たな提案を

行うとの声明を公表し、この提案について国が調整し、その結果をみて、米軍住宅等の建設にかかる具体的協議を開始する用意があるとの考えを表明。(返還される施設・区域及び返還される面積の増：上瀬谷通信施設の全部返還、池子住宅地区及び海軍補助施設の飛び地の返還、小柴貯油施設の返還)

- (2) 神奈川県は、横浜市の提案について真摯に検討するよう国に働きかけていくとともに逗子市の理解が得られるよう努力することも国に求めていく考え。
- (3) 逗子市は、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の逗子市域と横浜市域とは一体であり、過去の住宅建設に係る国と逗子市との調整経緯を踏まえれば、たとえ横浜市域といえども住宅を建設することは約束違反であり反対するとの考え。

3 さらに日本側から、横浜市長声明を別紙のとおり紹介し、日本側としては、本件協議で対象となっている施設・区域が所在する横浜市の新たな提案を重く受け止めており、地元の理解を得るためには同市の新たな提案に対する十分な配慮が必要である旨、また逗子市に対しても引き続き理解を求めていく考えである旨発言した。

4 日米双方で協議した結果、次の諸点について日米間の認識が一致したところである。

(1) 施設・区域の返還に関し：

ア 本件協議内容が日米合同委員会により最終的に承認されれば、個々の施設・区域における現在の使用が終了した時点で、以下の施設・区域については、必要性がなくなるため、返還に向けた手続きが開始される。

- ① 上瀬谷通信施設(一部)
- ② 深谷通信所
- ③ 富岡倉庫地区
- ④ 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域の飛び地部分(約1.2ヘクタール)

イ 根岸住宅地区については、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域での住宅及びその支援施設の建設が完了した時点で返還される。

ウ 上瀬谷通信施設の残余部分（住宅及び支援施設が所在する地区等）については、現在の使用が終了し、それによりその必要性がなくなった時点で、返還に向けた手続きが開始される。

エ 小柴貯油施設については、他の施設・区域と同様、引き続き、その必要性を検討し、必要性がなくなった時点で返還されることとなる。

当該施設・区域の一部については、米側は、早期返還の達成に向けて、所要の措置をとる。

(2) 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域での住宅及びその支援施設の建設に関し：

ア 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域での住宅及びその支援施設の建設に伴う改変面積については、同施設の横浜市域の面積の半分以下に抑制し、自然環境の保全に配慮する。

イ 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域での住宅及びその支援施設の建設については、住宅建設戸数を700戸程度に縮減した上で、住宅及びその支援施設を建設する。

5 今後は、今回の協議内容について関係自治体に説明し理解が得られるよう努めるとともに、特に横浜市の理解を得て、住宅及びその支援施設の具体的な建設計画の策定に着手することとする。

なお、今回の施設調整部会での協議内容については、日米合同委員会に報告することとし、その後は、日米合同委員会及びその下部機関で所要の調整・手続きが進められることとなる。